

議案第 27 号

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

所沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 施行日前に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に申込みを行った貸付けの担保に供する傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。